

町民の皆さまへ 商工会商品券を交付します！

板倉町商工会商品券交付事業



エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民皆さまの負担軽減を図るため、取扱店で使える板倉町商工会商品券を交付します。

対象者・交付額

令和6年2月1日現在、板倉町の住民基本台帳に記録されている全てのかた
1人につき 2,500円分(500円券×5枚)

使用期限

令和6年7月31日(水)まで

使用できる店舗

取扱い登録のある店舗
※取扱い店舗一覧は裏面のとおり

交付方法

世帯主あてに、同一世帯員分を簡易書留で郵送します。

その他

- 商品券取扱店にて商品やサービスを購入することができます。
- 商品券は、現金とはお引き換えできません。
- 商品券に発行者印のないものは無効です。
- 商品券の紛失や盗難、使用期限切れ等による損失に対しては発行者はその責務を負いません。
- 商品券は、額面に利用が満たない場合でも、釣銭はできません。
- 国や地方公共団体への支払い(税金、電気・ガス・水道料金などの公共料金)には使えません。
- 換金性の高い物(有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等)の購入はできません。



問合せ

板倉町役場 産業振興課 商工観光係
電話:0276-82-6139 FAX:0276-82-2758